

# 令和5年度 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

## 1. 支給対象者

平成17年4月2日生まれ以降(特別児童扶養手当対象の場合は平成15年4月2日生まれ以降)の児童を養育するひとり親であって、以下のいずれかの条件に当てはまる方。

- (1) 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します)。
- (2) 児童扶養手当は所得制限を超えているため受給できていないが、令和5年1月以降の収入が急変し、児童扶養手当を受給できる水準となった方。
- (3) 同居の親族の所得が高いため児童扶養手当を受給できていないが、同居の親族の令和5年1月以降の収入が急変し、児童扶養手当を受給できる水準となった方。

※令和5年3月分もしくは4月分の児童扶養手当を受給された方は、5月30日に当給付金を支給済みのため、申請の対象外です。

## 2. 支給額

対象児童1名につき 一律 **5万円**

■支給にあたっては、必ず裏面をご確認ください。

\*ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

■こども家庭庁コールセンター

0120-400-903

(受付時間:平日9:00~18:00)

■釧路市役所 こども支援課

0154-31-4540

(受付時間:平日9:00~17:00)